



須留が峰



校訓 「自立 協同 創造」
校是 「生きるとは 分かちあうこと」
養父市立養父中学校 学校だより
(令和8年1月23日) 第36号

学校教育目標「しなやかな強さをもち 協働的・創造的に活動できる生徒の育成」

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散

新聞やテレビによる報道でご存じのように、大分県の中学校において、SNS上の生徒間暴力行為等の動画の投稿・拡散事案が発生し、養父中学校としても重く受け止めています。※その後大阪府でも校外での問題が発生

毎週定期開催している養父中学校生徒指導部会でもこの問題を取り上げて意見交流をしたところです。安全であるべき学校における重大な暴力行為・いじめが絶対に発生しないように、学校としてしっかりと取り組んでいこうという決意を新たにしているところです。

文部科学省もこの事案を重く受け止めており、同省による「全国都道府県・指定都市教育委員会教育長会議」が緊急に開催された模様です。児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、以下のとおり取り組むように要請がありましたので、保護者の皆様にもお伝えします。



1、暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

各学校において、3学期中に、児童生徒へのアンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認すること。

2、暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

(1) 児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当しえることを、3学期中に、児童生徒に対して改めて指導すること。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、警察等と連携した対応をためらわぬことを学校の方針として明確にし、その方針を学校内だけではなく、家庭や地域とも共有するなど、暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備すること。

(2) 首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備を進めること。

3、被害児童生徒の安全確保と心身のケア

(1) SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図ること。

(2) 事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討すること。

4、加害児童生徒への毅然とした対応

(1) SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行うこと。

(2) あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行うこと。

5、SNS等による投稿・拡散への対応

- (1) 認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応すること。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たること。
- (2) 匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。上述の2における暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、3学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施すること。

養父中学校では、以前から「いじめアンケート」や「トラブル調査」などの生活実態アンケートを定期的に実施しています。また、休憩時間や部活動の時間など生徒の活動場所には教員が居るという体制を作ることに努力しながら生徒の様子をしっかりと観察するようにしています。また、生活ノート（スマイルライフ）などを通じて生徒が担任に悩みを打ち明けることができるようにもしています。さらに、生徒指導担当教員や各学級におけるSNS指導も実施していますし、1人1台配布されている学習用のタブレットの管理も徹底しており、生徒が勝手に持ち出して生徒の動画を撮影するという状況にはありません。今回の大分県の事案では、学習用タブレットを使ったとされており、日常のタブレット管理がどうなっていたのかについてはやや疑問が残るところです。

しかしながら、養父中学校の生徒がこのような事案を起こすことが絶対にないかと言えば、そう言い切ることはできないとも考えます。自分専用のスマートフォンの所持率が高まる中、学校管理下ではない場面における類似事案が起きる可能性は十分にあります。また、隠れて自分専用のスマートフォンを学校へ持参した場合、教員の目の届かない登下校中に類似事案が起きる可能性もあります。そこで、あらためてお願いしたいのが、保護者によるSNS指導の徹底です。従前からこの学校により「須留が峰」でもお伝えしていますように、子どもにスマートフォンを買い与えているのは学校ではなく保護者です。ということは、そのトラブルに関する第一の責任者も保護者ということになります。大分県の中学校のような事案を絶対に起こさないためにも、保護者の責任で子どもに対するSNS指導や持ち物管理の徹底をよろしくお願いします。

さて、今回の文部科学省からの要請をご覧いただいてお気づきのように、「警察」という言葉が何度も出てきます。今回のような事案を絶対に起こしてはいけないという文部科学省としての並々ならぬ思いが垣間見えますが、大切な子どもが警察にお世話になる前に、私たちの“教育”で中学生を正しく導きましょう。大人である我々の責任として。よろしくお願いします。

